

高知県南海地震条例づくり検討会設置要綱

(設置)

第1条 南海地震から県民の生命、身体(心を含む。)及び財産を守るための条例(以下「南海地震条例」という。)の制定に向けて、県民参加型で実効性のある南海地震条例づくりを目的として、高知県南海地震条例づくり検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、県民からの南海地震条例に対する意見を尊重しながら、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 県民からの意見を南海地震条例づくりに反映させるための仕組みに関すること。

(2) 南海地震条例の骨子案の作成に関すること。

(3) 南海地震条例案の作成に関すること。

(4) 前3号のほか、南海地震条例の制定に関して必要な事項に関すること。

2 前項に規定する業務は、検討会から知事への報告をもって完了する。

(組織)

第3条 検討会は、委員12名以内で組織し、知事が委嘱する。

2 委員のうち3分の1以内の者は、県民から公募し、別に定める方法により選考された者とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に、役員として、委員の互選により会長1名、副会長2名を置く。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長が予め指名する順にその職務を代理する。

(会議等)

第5条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会は、必要に応じて委員以外の有識者を招聘し、意見又は説明を求めることができる。

(役員会)

第6条 検討会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長及び副会長をもって組織する。
- 3 役員会は、検討会のスムーズな進行のため、必要な事項について検討する等の準備を行う。
- 4 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条に規定する業務が早期に完了した場合又は完了しない場合は、それぞれ完了の日まで任期を短縮又は延長するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、危機管理課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。